

産業労働政策課入札参加者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 産業労働政策課が行う入札及び契約事務のうち、埼玉県財務規則（以下、「規則」という。）第102条の2に定める額を超えるものに関し、その適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 産業労働政策課に産業労働政策課入札参加者選定委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札の入札参加条件に関すること。
- (2) 指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
- (3) 随意契約（埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超え随意契約とするものに限る。ただし、業務等の性質上、契約の相手方が特定する場合を除く。）の業者選定及び随意契約の理由等に関すること。
- (4) その他委員長が審議を必要と認めた事項

2 前項第1号から第3号に規定されたものであっても埼玉県財務規則別表第2の「決裁区分」欄の課長の欄に記載された金額を超えるものは、産業労働部指名業者選定委員会で審議するものとする。

(組織)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	課長
副委員長	調整幹
委員	副課長

2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。

4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(内申等)

第7条 第3条第1項第1号に規定する事項の提案については、内申者が競争入札参加資格内申書(様式1-1)、事業概要(様式1-2)、競争入札参加資格及びその理由(様式1-3)、競争入札参加見込業者一覧により行うものとする。

2 第3条第1項第2号に規定する事項の提案については、担当する職員(以下「内申者」という。)が指名業者内申書(様式2-1)、事業概要(様式2-2)、内申理由書(様式2-3)、比較検討業者の一覧により行うものとする。

3 第3条第1項第3号に規定する事項の提案については、内申者が随意契約内申書(様式3-1)、事業概要(様式3-2)、内申理由書(様式3-3)により行うものとする。

4 内申書には、必要な場合は参考資料を添付することができる。

(決定)

第8条 第3条第1項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、委員長がその結果を決定し、その場で内申者に回答する。

(秘密の保持)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとに様式4により、その審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、産業労働政策課において情報提供(閲覧)を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第7条各項の資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第7条各項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、総務経理担当が所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、課長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 産業労働政策課指名業者選定委員会要綱及び産業労働政策課指名業者選定委員会事務処理要領は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。